

建物共済約款の一部変更について

以下の内容のとおり、建物共済約款を変更しますのでお知らせします。

〔建物共済の仕組み改善〕

建物共済について、加入者からのニーズ等を踏まえた仕組み改定（小損害実損填補特約に係る「限度額 50 万円」の追加及び「限度額 30 万円」との選択制の導入）に伴い、所要の改定を行います。

【改正日】 令和 7 年 8 月 1 日

【新旧対照表】 別紙のとおり

建物共済約款の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 後	現 行
小損害実損填補特約条項	小損害実損填補特約条項
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(損害共済金の支払額)	(損害共済金の支払額)
第3条 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が <u>30 万円又は 50 万円のうちから加入者があらかじめ選択した額</u> 以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。	第3条 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が <u>30 万円</u> 以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。
2 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が <u>30 万円又は 50 万円のうちから加入者があらかじめ選択した額</u> を超える場合であって、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定により算出した損害共済金が <u>当該選択した額</u> に満たないときは、損害共済金として、これらの規定にかかわらず、 <u>当該選択した額</u> を支払います。	2 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が <u>30 万円</u> を超える場合であって、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項及び建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定により算出した損害共済金が <u>30 万円</u> に満たないときは、損害共済金として、これらの規定にかかわらず、 <u>30 万円</u> を支払います。
3 (略)	3 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)